

一般財団法人森現代芸術財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人森現代芸術財団（以下、「この法人」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 常務理事とは、理事のうち、この法人の公益目的事業を円滑に進めるべく、専門的知見に基づく助言及び調整を行う者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けとる財産上の利益及び退職手当をいい、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む。）、宿泊費、手数料等その他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常務理事に対し、その職務の対価として月額による報酬を支払うことができる。

- 2 常務理事以外の役員等が理事会又は評議員会に出席した場合には、その対価として報酬を支払うことができる。
- 3 この法人は、監事に対して、監査に係る報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、常務理事に対する報酬の額は、別表2「常務理事の月額報酬」に定める金額とし、常務理事以外の各理事に対する報酬の額は、別表3「常務理事以外の役員等の会議への出席に係る報酬」に定める金額とする。

- 2 この法人の監事の報酬総額は、別表4「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表3「常務理事以外の役員等の会議への出席に係る報酬」に定める金額及び別表5「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

- 3 この法人の評議員の報酬総額は定款第 13 条第 1 項本文に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表 3「常務理事以外の役員等の会議への出席に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第 5 条 役員等の会議への出席に係る報酬は、会議の開催の日の属する月の翌月末に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月末に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 海外在住の役員等について、本人から外貨による支給の申し出があったときは本人の指定のあった外貨で本人に支給することができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出による前払金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した第 2 条第 5 号に定める費用については、請求があった日から遅滞なく支払うものとする。なお、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、監事が監査に関連して負担した費用については、監査終了日の属する月の翌月末に支払うものとする。
- 3 支給方法は前条を準用する。
- 4 交通費及び宿泊費以外の費用については、原則として実費を支給する。ただし、証憑書類の提出がされない場合には、やむを得ない事情がある場合を除き支給しないことができる。
- 5 交通費及び宿泊費については、別表 6 に定める支給細則に従い支給する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

(附則)

この規程は、2025 年 7 月 7 日から施行する。

改正後の規程は、2026 年 3 月 13 日から施行する（2026 年 3 月 13 日評議員会議決）。

(別表 1)

理事の年間報酬総額

150 万円を超えない範囲とする

(別表 2)

常務理事の月額報酬 月額 84,000 円とする

(別表 3)

常務理事以外の役員等の会議への出席に係る報酬

理事会、評議員会への出席の都度

日額として 一人一律 2 万円

ただし、同一の日に理事会、評議員会を開催したときは、日額として 2 万円を
限度とし、重複支給は行わないものとする。

(※法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する前の金額)

(別表 4)

監事の年間報酬総額 50 万円を超えない範囲とする

(別表 5)

監事の監査に係る報酬

一事業年度につき 一人一律 10 万円

(※法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する前の金額)

(別表 6) 交通費及び宿泊費の支給細則

第 2 条第 5 号に定める費用のうち、交通費及び宿泊費を役員等に支給
する場合、その支給項目及び支給額等については、以下のとおりとする。な
お、オンライン会議等、移動を伴わない場合には、交通費を支給しない。

区分	対象	運賃	交通費	宿泊費
特急・急行利用	片道 200 km 以上	特 急 ・ 急行運 賃	実費 (特急・急行運賃)	実費 (上限 15,000 円)
新幹線利用	片道 200 km 以上	新幹線 運賃	実費 (新幹線運賃)	実費 (上限 15,000 円)
航空費利用	本州と北海道・ 九州・四国・沖縄 との間を移動す る場合又は 片道 500 km 以上	航空機 運賃	実費 (航空機運賃)	実費 (上限 15,000 円)

(注1) 計算の起点及び帰着は、支給対象者の自宅所在地とする。

- (注2) 運賃は、旅費計算サイト(yahoo!路線等)を利用し計算した最短経路のものとする。
- (注3) 新幹線及び特急は普通指定席、航空機運賃は普通席往復割引運賃とする。
- (注4) 運賃、交通費、宿泊費については、証憑書類の提出がされない場合、やむを得ない事情がある場合を除き、支給しないことができる。
- (注5) 宿泊費については、この法人の会議への出席に際し、必要と認められる場合に限る。